

確定拠出年金制度(DC)の概要と拡充について

(平成27年度税制改正2015年1月14日閣議決定より)

☆赤字部分は本年予定されている確定拠出年金法等の改正を待って(平成28年以降か)

個人型DCの加入可能範囲拡大

	企業型DC		個人型DC		新たに個人型DCに追加	
加入者数 (平成26年10月末)	507万人 (19,124社)		20万人		専業主婦 (第3号被保険者)	公務員(被保険者年金一元化後)
対象者(60歳未満)	企業年金制度あり	企業年金制度なし	企業年金制度なし	第1号被保険者(自営業など)	本人のみ	
拠出者	会社(事業主)		本人のみ		本人のみ	
拠出金限度額	27,500円/月	55,000円/月	23,000円/月	68,000円/月	23,000円/月	12,000円/月
拠出金納付方法	会社が一括納付		給与天引き、 又は口座振替	口座振替		
運用			加入者本人			
運営管理機関	会社が選定		本人が選択			

DCの拠出金限度額の年単位化

※各月で拠出限度額の使い残しが発生した場合、賞与時等に纏めて拠出することも可能に

企業年金間ポータビリティの拡充

※DCからDB(確定給付企業年金)への年金資産の持ち運び可能へ
 ※DB・DCと中小企業退職共済でも可能へ(企業再編の場合に限る)

小規模事業主掛金納付制度創設

※会社が個人の代わりに納付
 ※20,000万円/月

上記の改革で、企業型DCは以下の選択が可能となる

年間66万円(月額5.5万円)の範囲で

- 事業主拠出のみ
- 事業主拠出+マッチング拠出
- 事業主拠出+個人型DC



確定拠出年金制度(DC)の課題

(社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)等より)

問題

加入者の
無関心

運用成績への
無認識

運用商品を選
択しない

低金利の元本
確保商品への
偏り

課題

加入者の投資知識の向上

運用商品提供数の見直し

長期の年金運用として適切な運用方法を促進

その他
(制度の利便性向上)

方法

事業主による継続投資教育の努力義務化

教育内容に係る基準の明確化

共通の投資教育プラットフォームの構築

実効性のある商品除外規程

デフォルト商品設定の義務付け

商品提供に関する規制の見直し(元本確保型商品の提供を義務化せず)

あらかじめ定められた(デフォルト商品)運用方法に関する規程の整備

運用資産変更時の期間短縮

運用管理機関変更時の期間短縮 等